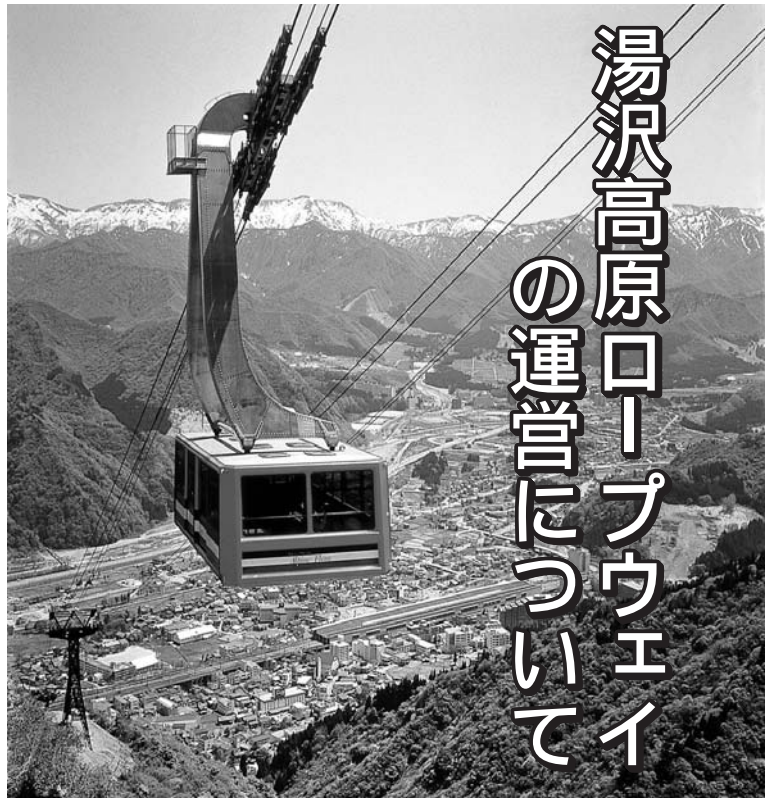


## 湯沢高原ロープウェイ の運営について



湯沢高原ロープウェイの民間への再貸付と、山頂施設の整備等につきましては、すでに議員の皆さんから報告がなされておりますが、町がこれを決定した経緯等について、当初に遡って説明いたします。

### 平成19年度の民営化決定の経緯と貸付事業者の決定

#### 1 町営当時の経営状況

湯沢高原につきましては、平成2年度から3年度にかけて日本最大級の166人乗りのロープウェイに架け替え、町の直営で運営してきましたが、平成4年度以降収支が悪化し、平成9年度には会計内の留保資

金も枯渇し、自力での借入金の返済や収益収支の赤字に対する資金対応ができなくなりました。このため、平成9年度には湯沢高原ロープウェイの所有地であった山鳥原公園用地を一般会計へ売却し、平成10年度から平成18年度までの資金不足分、約32億2000万円については一般会計が助成し、結果、総額約34億8000万円の資金不足分の全額を一般会計が税等を投入しながら、湯沢高原ロープウェイの運営を継続してまいりました。

#### 2 議会から抜本改革の要求

町税収入が平成9年度の65億6000万円をピークに激減を続けるなかで、赤字の湯沢高原に多額の税金をつぎ込み、これを解消するための改革が全くなされていないこと等を憂慮した議会は、平成16年12月「実効性のある行財政改革推進に関する決議」を行うとともに、湯沢高原ロープウェイ運営の抜本改革を断行するようにと、平成17年度湯沢高原ロープウェイの当初予算を否決（平成17年3月議会）し、執行部に改革の履行を強く求めました。

#### 3 湯沢町観光事業の経営譲渡に関する協定書の取り交わし

平成18年12月、湯沢高原ロープウェイの運営をお願いするに際し、その選定基準は「湯沢高原ロープウェイを熟知していること」「この施設を確実に管理できること」「効果・効率的な運営を図ることができること」とし、町内部で検討した結果、このロープウェイヤリフトを建設した日本ケーブル株式会社にお願することに決定し、その証として「湯沢町観光事業の経営譲渡に関する協定書」を取り交わしました。

#### 4 日本ケーブル株式会社とスノーリゾートサービス株式会社の関係

湯沢高原ロープウェイの運営は、日本ケーブル株式会社の仲立で、子会社である岩原スキー場の運営を受託していた、スノーリゾートサービス株式会社（以下、「SRS」という。）に任せると決定し、この契約の内容はSRSが契約を履行できなかつた場合は、「日本ケーブル株式会社」がSRSに代わってこの契約の履行に責任をもつ」という三者契約となりました。

# SRSとの当初契約と その変更

## (1) 当初契約

平成18年12月26日  
(契約日は議会の議決日)

### 主な条文

契約期間は平成19年4月から平成24年3月までの5年間とし、期間満了の1年前までに文書で契約更新拒絶の申し出がない限り、引き続き5年間継続する。

町は湯沢高原施設と土地をSRSに貸し付ける。SRSはこの貸付金額として施設等分4200万円、土地分332万円、年額合計4532万円を町へ支払う。

SRSは第三者(布場・布場ファミリースキー場等)から町が借りていたスキー場敷の借地料分、年額約2100万円を町へ支払う。

湯沢高原の建物・工作物、索道施設等の修繕及び増築や新築等は、全てSRSの負担で行い、その整備された施設等は町の所有とする。

契約の疑義及び契約に定めのない事項は、町・SRS・日本ケーブル株式会社協議して決定する。

## (2) 変更契約

平成20年3月26日

### 変更理由

日本ケーブル株式会社とSRSから、湯沢高原施設の現状認識として、索道施設はそれまでも整備を全面的に任されておりました。建物等については町から運営を依頼してから契約締結までの間に時間的な余裕がほとんどなかったこと。

また、平成19年3月31日まで町職員が施設内にいる状況下で、SRSが施設等の事前点検ができていないなかでの契約の締結であったことから、索道施設を除き、建物等施設の修繕については、施設所有者である町の責任において実施してもらいたいとの申し入れがあった。

平成19年4月から20年5月末(SRSの決算期6月1日から翌5月31日)までの決算において、累積赤字が想定(決算では約2000万円の赤字)されている。

### 変更部分

湯沢高原の建物・工作物(ただし、索道施設修繕等は全額SRSの負担で変更なし)の修繕等については、同一工種における1か所の修繕等の経費が50万円以下の場合

SRSが全額を負担し、50万円を超える場合は、その超える部分については町が全額負担する。これは平成19年4月1日に遡及適用する。

## (3) 変更契約

平成21年11月9日

### 変更理由

湯沢スキー場施設株式会社から、昭和62年度に建設した布場のペアリフト1基と関連施設及び用地の譲渡を受けた結果、町有地の貸付面積が増加した。

### 変更部分

貸付面積が増えたことにより、土地の貸付料金を4万円増の336万円とした。

## (4) 変更契約

平成22年7月14日

### 変更理由

SRSに運営をお願いしてから、売上はSRSの努力によって毎年伸びているが、決算は3年連続の赤字となり、累積欠損金も7000万円を超える額となった。この理由は、町営時代には支払い義務のなかったロープウェイ施設の貸付料等であることから、平成22年度と23年度の2年間、この湯沢高原施設の

貸付料を免除する(別表2の建物貸付料参照)。青少年勤労体育センターを取り壊し、その敷地を新たにSRSに貸し付けたことにより土地の貸付料金を増額する。

### 変更部分

湯沢高原施設の貸付料4200万円を2年間無償とした。貸付面積が増えたことにより、土地の貸付料金を18万円増の354万円とした。

トリプルリフトの維持管理等に必要道路整備については、町とSRSがその負担割合を協議のうえ整備することとした。



## 湯沢高原ロープウェイ 施設等の改修と新設

わずら延命及び危険防止対策の観点から、現在のトリプルリフトの大規模改修を行う。

### 1 湯沢高原の魅力向上対策 の提言依頼

町全体の観光客数が減少しているなかで、湯沢高原はSR Sの地道な経営努力により、利用者及び売上とも上向き(別表1参照)になってきていることから、この施設を活性化することと、もう一度元気な観光立町湯沢を内外にアピールしたいと考え、一番内容を熟知しているSR Sと日本ケーブル株式会社、これからの湯沢高原のあり方について「の提言をお願いしました。

### 2 主な提言内容と

町の方針(別表3参照)

高原トリプルリフトの  
架け替え

### 町への提言

建設から26年が経過しており、握索機が減耗していること及び主回路制御盤がサイリスタ制御であること、及び山頂・山麓の加減速押送装置等も老朽化が進んでいることから、4人乗りリフトを新設する。

### 町の方針

4人乗りリフトの新設は行

### サマーボブスレー 運搬リフトの新設

### 町への提言

現在はサマーボブスレーの運搬専用リフトであるが、これをお客様も乗ることができリフトとして整備することによって、ボブスレーの複数回利用及び高山植物園と展望レストラン「エーデルワイス」の接続を可能とし、湯沢高原全体の回遊性を向上させる。  
また、冬季の初心者用のスキーリフトとしての利用もできるようになる。

### 町の方針

お客様を一度だけボブスレーに乗せる、また、バスに乗ってただ高山植物園を見て帰すのではなく、このボブスレーリフトを整備することによって、夏場の開放的なリフト乗車体験を可能とするとともに、高山植物園からエーデルワイスやアルピナ周辺の花等、湯沢高原の魅力を丸ごと体験することができ、及び、冬季の初心者用スキーコースのリフトとしても利用する。  
なお、整備は中古リフトの再利用を考えている。

(別表1)町営時の4年間とSR Sの4年間の実績比較

運営者：年度		観光客入込数 (万人)	利用人数(千人)		売上額 (百万円)	人件費 (百万円)
			ロープウェイ	リフト		
湯沢町	15.4 ~ 16.3	651	540	1,349	665	298
	16.4 ~ 17.3	583	456	966	541	256
	17.4 ~ 18.3	507	431	829	518	234
	18.4 ~ 19.3	479	417	710	482	227
SR S	19.6 ~ 20.5	470	404	756	558	150
	20.6 ~ 21.5	443	404	723	582	167
	21.6 ~ 22.5	428	435	794	601	182
	22.6 ~ 23.5	373	429	624	555	173

\* 観光客数は町産業観光課発表数値。売上額はSR Sの事業項目に合わせている。

< SR Sが実施した新規事業 >

山麓駅ドリンクコーナー(タイム)設置、雲の上の足湯設置、ふれあいやぎ牧場(ごろ寝広場)、恋人の聖地(鐘)、ジップライン・アドベンチャー整備、ユリの球根 20,000 球植栽、冬のスノーランド運営(青少年体育館跡地)、山頂駅舎内授乳室設置 ほか。



## 高原の植栽整備

### 町への提言

「雲の上の花公園」及び「高山植物園」をキャッチフレーズに、春から秋までの湯沢高原を宣伝してきた。しかしながら、収支状況の悪化から今まで部分的な植栽で済ませてきたことから、ニッコウキスゲをはじめとした花々が少なくなり、お客様から苦情をいただくことも多くなってきた。したがって、再度ロープウェイ山頂駅からゲレンデを中心とした草原、そしてあやめが池を通り、高山植物園までのコースの全体に花を配し、「雲の上の花公園」を拡大・再生する必要がある。

### 町の方針

湯沢高原の植栽を年次計画で進めることにより、「雲の上の花公園」を再生し、春から秋の誘客を図る。平成24年度から順次整備する。

## 高原への

### アスレチック施設の新設

### 町への提言

雲の上の花公園に加え、もう一つの遊園地的要素を取り入れることにより、ファミリー層

の誘客と長時間滞在ができる空間を確保する。

### 町の方針

観光地湯沢に最も不足しているものは、春から秋にかけての観光資源である。標高1000メートルにこれら施設を整備することによって、春から秋の集客はもちろんのこと、冬場の利用も考える。

### その他の方針

建物等施設や索道施設の修繕については、町営時代及びSR Sが運営しても赤字縮小のため、機能回復的な小修繕しか実施してこなかったため、平成24年度は必要な修繕費として、6000万円の予算を計上した。

・布場ゲレンデは、24年度・25年度（湯沢へスキー伝来100周年）の営業状況を見て、その後の方針を決定する。  
・布場ゲレンデ内への駐車場整備は、財政状況を見るなかで検討していく。



## (別表2) SRS から町への支払金額とロープウェイに対する町の投資金額

5年間でSRSが町へ支払った金額と、町が湯沢高原に修繕料等として支払った額は下記の表のとおり。町営時代には赤字であった湯沢高原ロープウェイから5年間で74,988千円の利益が発生しています。

### 算式

258,318千円(SRSの支払総額) - 105,841千円(第三者土地代) - 72,743千円(建物施設等修繕・道路整備費) - 4,746千円(災害復旧費) = 74,988千円

(単位：千円)

項目		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
SRSの支払額	建物貸付料	42,000	42,000	42,000	0	0	126,000
	土地貸付料	3,320	3,320	3,360	3,540	2,478	16,018
	第三者土地代	21,128	21,128	21,643	21,195	20,747	105,841
	修繕等費用	1,462	2,000	2,497	3,500	1,000	10,459
	合計	67,910	68,448	69,500	28,235	24,225	258,318
町の支払額	修繕費等	4,304	8,808	11,783	43,606	4,242	72,743
	災害復旧費	0	771	0	0	3,975	4,746
	合計	4,304	9,579	11,783	43,606	8,217	77,489

\* 平成23年度のスキー場用地の貸付料は全てのスキー場とも30%減。

\* 当初契約から災害復旧費は町負担としていた。

### SRSとの再契約までの経緯

#### 1 議会への報告

平成18年12月の当初契約にある期間満了の1年前となったことから、平成23年3月の議員協議会において、SRSと再度契約を締結する旨の意思表示を行いました。

#### 2 SRSが運営してからの湯沢高原の収支状況

平成18年12月26日に、町と日本ケーブル株式会社とが締結した「湯沢町観光光事業の経営譲渡に関する協定書」では、「湯沢町の行財政改革の一環」として、また、今後の更なる湯沢高原の事業継続と地域経済発展のために、「民間の経営に委ねることが最良との理念」に基づき、日本ケーブル株式会社の責任の下でSRSにロープウェイ関連施設を貸与するとしています。

第三者から借りている土地の借地料(布場及び布場ファミリースキー場)約2100万円と湯沢高原の町有施設及び土地の借上料4532万円をいただくという、5年契約でありました。SRSはこの契約に基づき、平成19年4月から営業を始めたが、売上(別表1参照)は増えても決算では4年連続の赤字となり(5年目の決算は24年5月末締め)、平成19年4月から平成23年5月までの累積欠損金等は約1億2000万円にも上り、SRSとしては、同一条件下での再契約はあり得ない状況となりました。

この原因は町営時代に支払い義務がなかった町有の湯沢高原施設及び土地の借上料として、町に支払った金額(1億2600万円と16001万8千円)の合計、1億4201万8千円。別表2参照)が大きく影響したものであります。

逆に町側から見れば、毎年資金不足に喘いでいた湯沢高原の収支が、平成19年度から平成23年度までの間(SRSからの貸付収入と町負担の工事費等の差引)は7498万8千円の黒字となりました。

(別表2の算式参照)

**3** 再契約に対する町の基本的な考え方

平成19年度からの5年間、SRSの経営合理化による経費の削減と、柔軟でタイムリーな事業展開から集客数(別表1参照)が上向いている現状をみれば、町営に戻すことは考えられず、再度の契約についての検討を行いました。湯沢高原ロープウェイは保養センターを含め、総額約35億円を投じて整備した町のシンボリックな観光資源であるとともに、その存在自体が観光湯沢の大黒柱となっていることから、町は所有者として、この施設の安全・安心の確保は当然のこと、適切な延命対策を講じつつ、一年でも長く稼働させ集客を図らなければならぬと考えるなかで、この条件を適えることができる事業者として、索道業界シェア第一位で、維持・整備の専門技術と信用があり、この湯沢高原ロープウェイを建設した日本ケーブル株式会社とSRSが適切であると判断し、再度の契約を締結いたしました。

**4** 再契約の内容

契約 平成24年3月21日  
(契約日は議会の議決日)

**主な条文**

契約期間は平成24年4月1

日から平成29年3月31日までの5年間。ただし、期間満了の1年前までに町・SRSいずれかより書面により更迭拒絶の申し出がない限り、引き続き5年間継続する。布場及び布場ファミリースキー場等の借地料は累積欠損金等が解消されるまでは町が支払う。ただし、累積欠損金等が解消された場合はその剰余金の範囲内でSRSが町に支払う。町有施設及び町有地の使用料は累積欠損金等が解消され、布場及び布場ファミリースキー場の借地料の全額をSRSから町に支払ってもなお剰余金がある場合は、その2分の1を町有施設等の使用料として町に支払う。建物等及び索道施設の修繕は町が行う。但し、SRSはその負担金として年額500万円を町に支払う。布場スキー場については町と土地所有者の協議の結果により、その取扱いを町とSRS・日本ケーブル株式会社とで協議する。町とSRSが契約の当事者であるが日本ケーブル株式会社はSRSの契約内容の履行を保証する。契約の疑義及び契約に定めのない事項は、町・SRS・日本ケーブル株式会社が協議して決定する。

平成 28 年度 見込	平成 29 年度 見込	平成 30 年度 見込	平成 31 年度 見込	平成 32 年度 見込	平成 33 年度 見込
4,600	4,500	4,400	4,300	4,200	4,100

ー スで年額 3,000 ~ 4,000 万円程度を検討

年ベースで年額 800 ~ 1,000 万円程度を検討

820	契約延長依頼
-----	--------

から利益の範囲内で町が SRS から受領することから、実際の支払い額 1,800 万円を計上

スで年額 200 ~ 300 万円程度を予定

から 町が受領する

払ってもまだ剰余金がある場合は、残った剰余金の 1/2 相当額を湯沢高原施設の使用料として



## (別表3) 今後の湯沢高原ロープウェイの整備等及び収支見込み

### ▷各年度予算の説明

- ・平成 24 年度分は当初予算に計上済、25 年度以降の予算は債務負担分支出のみ平成 24 年度に予算枠として確保済み。
- ・他の費用については現時点における予定額のため、その時点の施設状況や財政状況により増減する。

### ▷債務負担分支出の説明

- ・山頂トリプルリフトの大規模改修及びボブスレー運搬リフトの中古での整備事業で総額 4 億 5500 万円、10 年間分割払いとして予算枠を確保済み。
- ・契約金額が確定した時点で債務負担金額は変動する。

### ▷布場スキー場運営の説明

26 年度以降は 23 年～ 24 年、24 年～ 25 年冬の布場スキー場の収支状況を見て方針を決定する。

### ▷契約期間の説明

スノーリゾートサービス株式会社と町の再契約の期間は平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間。

(単位：万円)

項 目		平成 24 年度 予算	平成 25 年度 見込	平成 26 年度 見込	平成 27 年度 見込	
歳 出	債務負担分支出	5,000	4,900	4,800	4,700	
	建物・索道等修繕費	6,000	大規模な改修等を除き 24 年度以降は通年ベ			
	花植栽・消耗品等	3,000	山頂の花や樹木等の整備に 24 年度以降は通			
	アスレチック整備	3,000	夏冬遊べるアスレチックを整備			
	第三者の 土地代金の 支払い	布場スキー場	740	650		
		ファミリー他	1,060	940	820	820
			●上記の土地代金は SRS の累積欠損金等が解消すれば、その年度 24 年度の予算計上は 2,077 万円であるが、減額していただい			
	災害復旧工事	●融雪による土砂崩れ等が毎年発生していることから、通年ベ				
歳 入	修繕工事費の負担	●町が実施する施設修繕料負担金として年額 500 万円を SRS				
	利益剰余金の町への配分	●累積欠損金等が解消し、第三者の土地代金を SRS が全額町に支 町が受領する				

## 湯沢高原に対する

### 提言・助言

#### 湯沢高原ロープウェイ

##### 運営委員会

平成24年度より、湯沢高原ロープウェイの施設の安全運行管理と地域の連携を図りながら、さらに魅力ある施設とするため、湯沢高原ロープウェイの施設の安全運行管理と地域の連携を図りながら、さらに魅力ある施設とするため、湯沢高原ロープウェイの運営に関すること及びその他必要な事項について、運営管理者に提言・助言をしていただくための組織として、湯沢町商工会（社）湯沢町観光協会・湯沢温泉観光協会・湯沢温泉通り事業協同組合の各団体からの推薦委員及び副町長、町議会の産業建設常任委員・総務文教委員から7名の委員による「湯沢高原ロープウェイ運営委員会」を設置しました。

委員をはじめ多くの皆さま方からご意見をいただきながら、町民全員で町民憲章にある「さわやかな誰もが訪れたいまち」づくりを、湯沢高原から実

践していきたいと考えております。

#### 民間施設と公の施設

町有施設の貸付料免除と  
民間事業者とのバランス

基本的に、一般の索道事業者の皆さんは、自社所有の索道施設等を利用し、「自社の利益を目的」として、スキー場等の運営を行っています。

これに対し、町は年間を通して不特定多数の観光客を誘致するために、多種多様な町有の観光資源を整備し、保有しています。

この主なものとしたしまして、湯沢高原ロープウェイ、レジャープール、カルチャーセンター、テニスコート、共同浴場、青少年旅行村、フィッシングパーク等があり、これらの施設の収支はほとんどが赤字となつていますが、町の観光資源として立派にその役目を果たしています。

平成18年9月から、湯沢高原ロープウェイを除くこれらの観光施設につきましては、支出の抑制と利用者のニーズに

合った柔軟な運営が必要との観点から、指定管理者制度（民間活力）を導入し、受託者が最低限の運営が可能と考えられるだけの指定管理料（運営委託料）を町が支払うという契約を交わし、その施設の維持管理と運営をしていただいています。

従いまして、受託者が赤字になることは通常の場合はありません。しかしながら、湯沢高原ロープウェイは、町の財産を貸付ける」という手法をとった上に、町に多額の貸付料金を支払うという契約を結んだために、町営時代より売上は増えたにも関わらず、多額の累積欠損金等が出てしまったということが現実であります。

湯沢高原施設貸付の本来の趣旨は、町有施設の運営から生じた赤字を民間に転嫁し、町が利益を得ようというのではなく、施設の安全管理と地域観光を発展させるためには公営から民営（柔軟な民間活力を導入）に移行させる必要があり、その運営に対して町は協力するということでありました。民間事業者と比較するに、収支だけをみて経営等の継続・廃止等を決定できないのが、公営の観光施設であり、行政が実施する諸事業であると考えています。

#### あとがき

このたび湯沢高原問題がクローズアップされたのは、一つに、スノーリゾートサービス株式会社との再契約であり、もう一つはスキーのお客様が減少しているなかでのトリプルリフト等の改修と湯沢高原に対する新規の投資であります。

私は、湯沢高原ロープウェイは湯沢町最大の観光資源と考えており、町民の皆さまからこの施設を預かってしている責任者としたしまして、安全・安心を第一義的に考えるときに、平成18年12月の契約締結に際し、「湯沢町の行財政改革」を理解してくれた日本ケープル株式会社との信義に基づき、町営時代に支払い義務のなかつた湯沢高原施設の貸付料等を累積欠損金等の解消まで免除するとともに、SRS及び日本ケープル株式会社と協力し、湯沢高原ロープウェイをもう一度、高所

スキー場」と雲の上の花公園」として甦らせ、これを核として観光の町湯沢の再建に努めてまいりたいと考えています。

観光施設改修や新規投資につきましては、お客様が減少しているから「何もしない」という考えではなく、安心して遊んでいただくために施設の改修はもちろんのこと、湯沢町唯一の基幹産業である観光を「停滞・じり貧」させることなく、多少なりとも前進させるために、施設等の再生や新規整備も予算の許す範囲内で積極的にやるべきと考え、3月議会に関連予算を提案させていただきました。

人それぞれ考え方は多様なものがあるとは思いますが、町を思うところは皆さま方と一緒に考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

湯沢町長

上村清隆